

## 第1章 犯罪被害者等施策の総合的かつ計画的な推進

### 第1節 我が国の犯罪被害者等施策の経緯等

- 昭和55年、「犯罪被害者等給付金支給法」を制定し、故意の犯罪行為の被害者等に対して給付金を支払うことにより、精神的、経済的打撃の緩和を図る、犯罪被害給付制度を創設。  
平成に入り、警察庁における被害者対策要綱（平成8年）の策定、検察庁における被害者等通知制度（11年）の導入。
- 総合的な取組を求める犯罪被害者等の声に応えるべく、平成16年12月1日、犯罪被害者等基本法（以下「基本法」という。）

が議員立法により成立、17年4月1日、施行。

基本法は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、国民の責務を明らかにするとともに、基本となる事項を定めることなどにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的。

基本法により、政府が犯罪被害者等基本計画（以下「基本計画」という。）を定めることとされ、また、基本法施行に伴い、内閣府に、犯罪被害者等施策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置。

#### 基本法の概要

##### ■目的■（第1条：犯罪被害者等の権利利益を保護）

- 犯罪被害者等のための施策に関する基本理念を規定
- 国・地方公共団体・国民の責務、施策の基本事項を規定  
→犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進

##### ■対象■（第2条：犯罪被害者等）

- 犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為）の被害者、その家族・遺族

##### ■基本理念■（第3条）

- 犯罪被害者等は個人の尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する
- 被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況等の事情に応じた適切な施策を講じる
- 再び平穏な生活を営めるまでの間、途切れることなく支援を行う

##### ■国・地方公共団体・国民の責務、関係団体も含めた連携協力等■（第4～7条）

## ■基本的施策■（第11～23条）

### ■基本的施策■

- 相談及び情報の提供等（第11条）
- 損害賠償の請求についての援助等（第12条）
- 給付金の支給に係る制度の充実等（第13条）
- 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第14条）
- 犯罪被害者等の再被害防止及び安全確保（第15条）
- 居住及び雇用の安定（第16～17条）
- 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等（第18条）
- 保護、捜査、公判等の過程における配慮等（第19条）
- 国民の理解の増進（第20条）
- 調査研究の推進等（第21条）
- 民間の団体に対する援助（第22条）
- 意見の反映及び透明性の確保（第23条）



### ■犯罪被害者等基本計画■

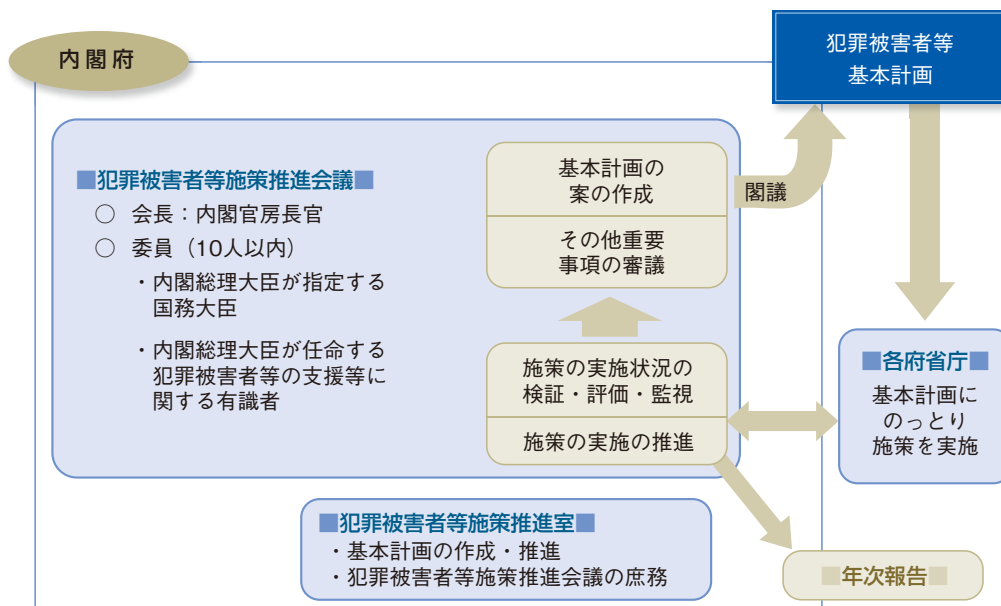
- 総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱
- 施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

## 第2節 政府全体の推進体制の概略

- 推進会議は、①基本計画の案の作成、②犯罪被害者等のための施策に関する重要事項の審議、③犯罪被害者等のための施策の実施の推進、④犯罪被害者等のための施策の実施の状況の検証・評価・監視を行う。

その補佐を行うとともに3つの検討会の相互の連携と議論の整合性を確保するため、平成18年4月、基本計画推進専門委員会等会議（以下「専門委員会等会議」という。）を設置。

### 政府における犯罪被害者等施策の推進体制



専門委員等会議と3つの検討会

**犯罪被害者等施策推進会議**

- 犯罪被害者等施策に関する重要事項の審議。
- 犯罪被害者等施策の実施の推進、実施状況の検証、評価、監視。  
[会長：内閣官房長官]  
【有識者】・【関係閣僚】

**基本計画推進専門委員等会議（推進会議決定により開催）**

- 犯罪被害者等基本計画に盛り込まれた 258 の施策の実施状況、検討状況の総合的な監視。
- 3つの「検討会」における調査審議を束ねる役割。  
[議長：山上 皓（国際医療福祉大学特任教授）]  
【有識者】  
【内閣府・警察庁・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・国土交通省の局長級職員】

（基本計画に基づき開催）

**経済的支援に関する検討会**

- 犯罪被害者等に対する支援を手厚くするための制度のあるべき姿に関する検討。  
[座長：國松孝次（財犯罪被害救援基金常務理事）]  
【有識者】  
【内閣府・警察庁・金融庁・法務省・厚生労働省・経済産業省の局長級職員】

**支援のための連携に関する検討会**

- 犯罪被害者等が、どの関係機関・団体等を起点としても、必要な情報提供・支援等を途切れることなく受けることができる体制作りのための検討。  
[座長：長井 進（常磐大学大学院被害者学研究科教授）]  
【有識者】  
【内閣府・警察庁・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・国土交通省の課長級職員】

**民間団体への援助に関する検討会**

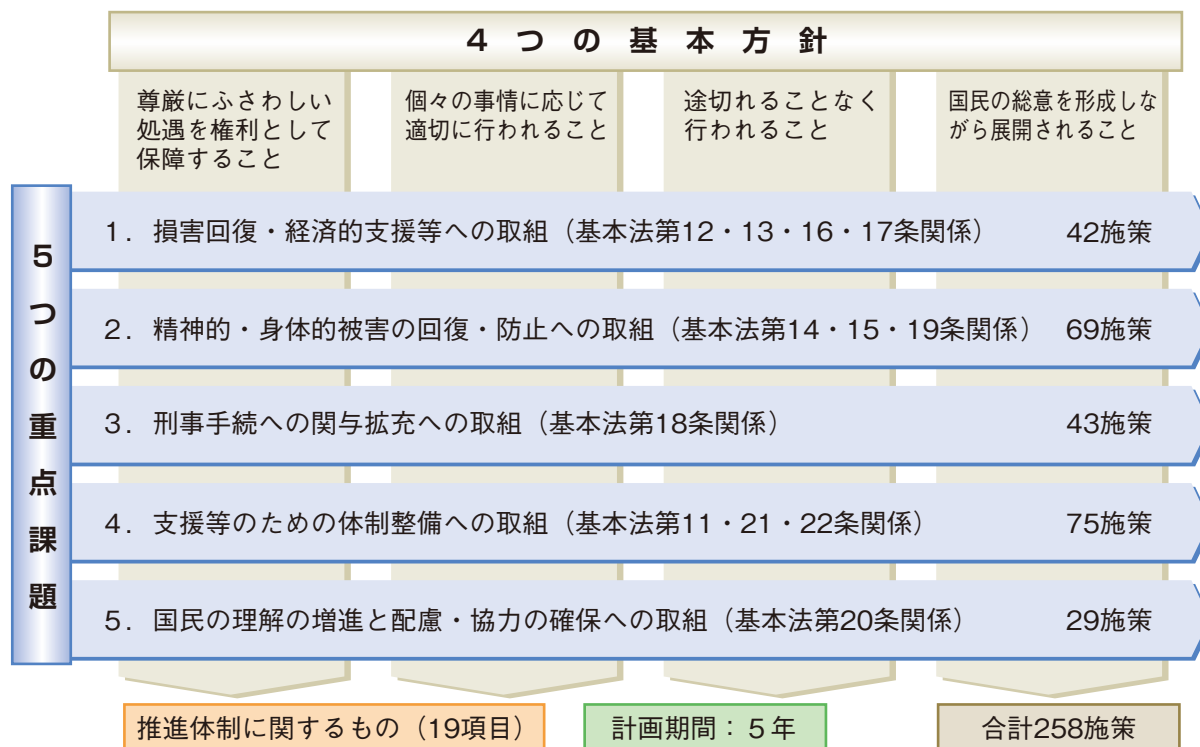
- 犯罪被害者等を支援する民間の団体等に対する支援の在り方の検討。  
[座長：富田信穂（常磐大学大学院被害者学研究科教授）]  
【有識者】  
【内閣府・警察庁・総務省・法務省・厚生労働省の課長級職員】

**第3節 犯罪被害者等基本計画の概要**

- 推進会議による基本計画案の決定を経て、平成17年12月、基本計画を閣議決定。

4つの基本方針、5つの重点課題の下、258に上る具体的施策を位置付け。

4つの基本方針、5つの重点課題



第4節 推進体制に関する施策の取組状況

○ 平成19年6月、第5回推進会議を開催し、3つの検討会の中間取りまとめについて報告。これに先立ち、専門委員等会議を18年12月（第2回）、19年6月（第3回）に開催。第2回会合では、基本計画の進捗状況と3つの検討会の検討状況について、関係府省庁から報告がなされ、第3回会合では、3つの検討会の中間取りまとめについて、各検討会の座長から報告。

○ 平成19年5月、第2回都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議を開催。全ての都道府県・政令指定都市における窓口部局の確定・体制の確保を確認。有識者による講演、先進的な取組に係る参加者からの事例発表、国の取組状況の説明を行い、情報共有を図った。また、18年6月から、関係府省庁と地方公共団体向けの「犯罪被害者等施策メールマガジン」の配信を開始。